

国土交通省告示（建設省告示）新旧対照表

非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件

平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1411 号

改正：平成 30 年 3 月 29 日国土交通省告示第 516 号（平成 30 年 3 月 29 日～）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条の 4 第四号の規定に基づき、非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第 126 条の 4 第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>一 令第 116 条の 2 第 1 項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分（以下「居室等」という。）で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>イ 避難階に存する居室等にあつては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が 30m 以下であり、かつ、避難上支障がないもの</u></p> <p><u>ロ 避難階の直下階又は直上階に存する居室等にあつては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第 123 条第 2 項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が 20m 以下であり、かつ、避難上支障がないもの</u></p> <p><u>二 床面積が 30m<sup>2</sup> 以下の居室（ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた 2 室は、1 室とみなす。）で、地上への出口を有するもの又は当該居室から地上に通ずる建築物の部分が次のイ又はロに該当するもの</u></p> <p><u>イ 令第 126 条の 5 に規定する構造の非常用の照明装置を設けた部分</u></p> <p><u>ロ 採光上有効に外気に開放された部分</u></p>	<p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条の 4 第四号の規定に基づき、非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第 126 条の 4 第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、令第 116 条の 2 第 1 項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分（以下「居室等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 避難階に存する居室等にあつては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が 30m 以下であり、かつ、避難上支障がないもの</p> <p>二 避難階の直下階又は直上階に存する居室等にあつては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第 123 条第 2 項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が 20m 以下であり、かつ、避難上支障がないもの</p> <p>附則 昭和 47 年建設省告示第 34 号は、廃止する。</p>